

岩倉市業務継続計画（BCP）

平成26年12月（策定）

平成29年2月（改定）

平成31年4月（改定）

岩倉市

岩倉市業務継続計画（BCP）

目 次

第1章 業務継続計画の概要及び基本事項

第1節	業務継続計画策定に至る経緯	1
第2節	業務継続計画の策定方針及び運用	2
第1項	業務継続計画の策定方針	2
第2項	業務継続計画策定の基本的な考え方	3
第3項	業務継続計画の運用等	3
(1)	業務継続計画の対象	3
(2)	業務継続計画の組織	3
(3)	業務継続計画の発動要件等	6
第3節	非常時優先業務の特定	6
第4節	地域防災計画との相違点	7
第5節	業務継続計画の効果	8

第2章 想定する災害及び被災状況の想定

第1節	想定する地震	10
第2節	市域の被害想定	10
第3節	本庁舎機能への影響と代替庁舎	11
第4節	職員参集の想定	12
第1項	参集可能人員の推定	12
第2項	安否確認	14

第3章 非常時優先業務

第1節	非常時優先業務の概要	14
第1項	非常時優先業務の定義	14
第2項	非常時優先業務の選定方法	15
第2節	非常時優先業務の対象業務	16

第4章 業務継続計画における今後の取り組み

第1節 本庁舎等の機能維持のための方策	21
第1項 執務環境の整備、安全確保	21
（1）減災に向けての執務環境の保全	21
（2）応急復旧業務等のマニュアルの作成と保管方法の確立	21
（3）業務継続において重要となる物品等の供給体制の確立	22
（4）指定管理者の業務継続計画に係る取り組み	22
第2項 電源・燃料の供給体制の確保	22
（1）電源供給体制の確保	22
（2）燃料の確保	23
第3項 情報システムの機能確保	24
（1）電子情報システムの維持	24
（2）電子情報システムのバックアップ	24
（3）電子情報システムの停止・復旧対応	24
第4項 通信手段の確保	25
（1）愛知県高度情報通信ネットワークの維持・活用	25
（2）本庁舎内での通信手段	25
（3）外部との通信手段の確保	26
第2節 職員の業務管理	26
第1項 職員の発災前の備え	26
（1）家庭内等での防災に対する準備	26
（2）参集用の家庭内備蓄用品等	27
第2項 職員参集時の留意点	27

第1章 業務継続計画の概要及び基本事項

第1節 業務継続計画策定に至る経緯

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や2011年3月11日に発生した東日本大震災など、これまで大規模な地震災害に見舞われた際に市民の生命、身体及び財産を守る役割を果たす地方自治体はその機能を失うという危機的な状況に陥った。

大規模災害の発生直後、地方自治体は、道路、河川を始めとする各種インフラ等の被害に対する災害応急対策活動に追われる中、被災し日常生活を送ることが困難になった市民への生活支援等が必要となる。また、同時に通常行っている業務において継続性を求められる事務の応急対応及び復旧が重なり、深刻な業務の停滞を招く事態となる。

先の大震災では、地方自治体の職員及びその家族も被災者となり、道路や橋梁の寸断や公共交通機関の停止などの社会的環境が大きく変化したことにより、早期の対応が求められる災害応急対策活動への参集においても大幅に遅延するという困難な状況となった。

これらの経験から地方自治体には大規模な災害発生後、災害応急対応活動を行い、更に災害からの復旧・復興事業への移行を円滑に行うものとする。一方、非常時においても継続性を求められる行政事務への迅速な対応を行うため、発災時間によっては職員の参集が遅延することを想定した上で、復旧・復興への速やかな移行につながる災害応急対応活動と行政機能の回復を可能な限り短縮することが求められている。

そのため、大規模な地震災害に対し、各種インフラ等の停止を事前に想定し、被害を最小限に抑える対策を継続的に検討し実施することが必要である。

また、参集できる職員が限定される状況下で、実効性のある応急復旧業務への着手方法を決定し、被害への応急対応業務の活動と通常業務の代替業務を含めた柔軟な業務継続等を速やかに行う手順をあらかじめ取り決めておく必要がある。このことから、岩倉市業務継続計画（以下、「業務継続計画」という）の策定を行うものとする。

第2節 業務継続計画の策定方針及び運用

第1項 業務継続計画の策定方針

業務継続計画の策定においては、次の基本理念に基づいて行う。

1. 計画の策定により大規模災害から市民の生命、身体及び財産を保護することを最大の目標とする。

大規模災害が発生した時に、行政の機能停止等による市民生活への影響を最小にするために、常に計画の実効性の向上と業務内容の充実を図り、可能な限り早期の災害応急対応業務及び復旧・復興事業を実施する。

2. 大規模災害の発生時における事態を詳細に渡って想定し、より具体的で有効な対策を計画する。

人、モノ、情報及びライフライン等の利用できる資源に制約がある状況下で最大の効果を挙げるための方策を常に模索し、想定を超える事態にも柔軟に対応できる業務内容の検討を図る。

3. 計画策定にあたって直ちに対応できない課題業務については、その解決策を検討し、対応完了時期の目標を持つ。

大規模災害の発生による災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興に至る経過において、現状では対応不能な課題が存在する場合がある。その業務については、課題の解消を行うための目標を立てるものとする。

また、業務継続計画で対象となった全ての業務について検討の終了をすることなく、更に計画の充実を図るため毎年見直しを行い、PDCA サイクルによる防災意識の定着と発災時の機動力の確保を行うものとする。

第2項 業務継続計画策定の基本的な考え方

市民の生命、身体及び財産の保護を最大の目的に、大規模災害の発生後新たに発生した業務及び各担当で管理している施設などの災害応急対応活動を行い、かつ、停止することにより市民生活に大きな影響を及ぼす通常業務の復旧対応を選定し、優先的に行う業務を特定する。

業務の遂行にあたっては電気、ガス、水道等のライフラインの停止や行政の業務の委託等を行っている関係事業者などの機能不全も考慮し、参集してきた職員の限られた人員だけで行える災害発生直後の臨時的な応急対応業務も含めて検討する。

災害応急復旧活動による部分的な機能保全や早期に機能回復が必要とされる通常業務については、迅速な復旧に向けて時間的な事業実施の進捗状況を考慮し計画化するものとする。

また、業務継続計画において選定された業務内容の検討にあたっては災害応急対応活動から復旧・復興業務への速やかな移行を行うために必要な環境整備が可能となるよう策定を進めていく。

第3項 業務継続計画の運用等

(1) 業務継続計画の対象

業務継続計画については、大規模災害が発生した場合に岩倉市の管理する施設の機能回復及び行政サービスの低下の解消を目的に策定している。そのため業務継続計画の発動の対象とする者は、市職員（臨時、嘱託、再任用を除く）とする。

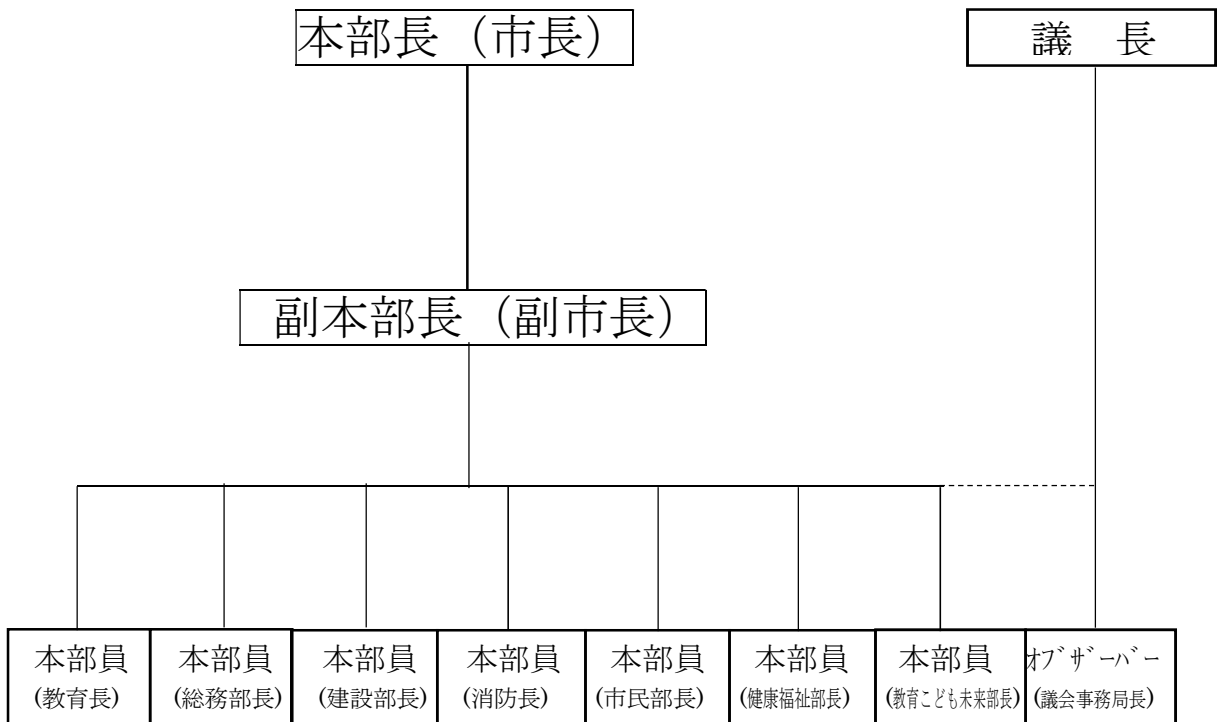
(2) 業務継続計画の組織

岩倉市地域防災計画（以下、「地域防災計画」という）の災害応急対策計画に基づき、岩倉市災害対策本部の組織を置くものとする。組織については、次表の

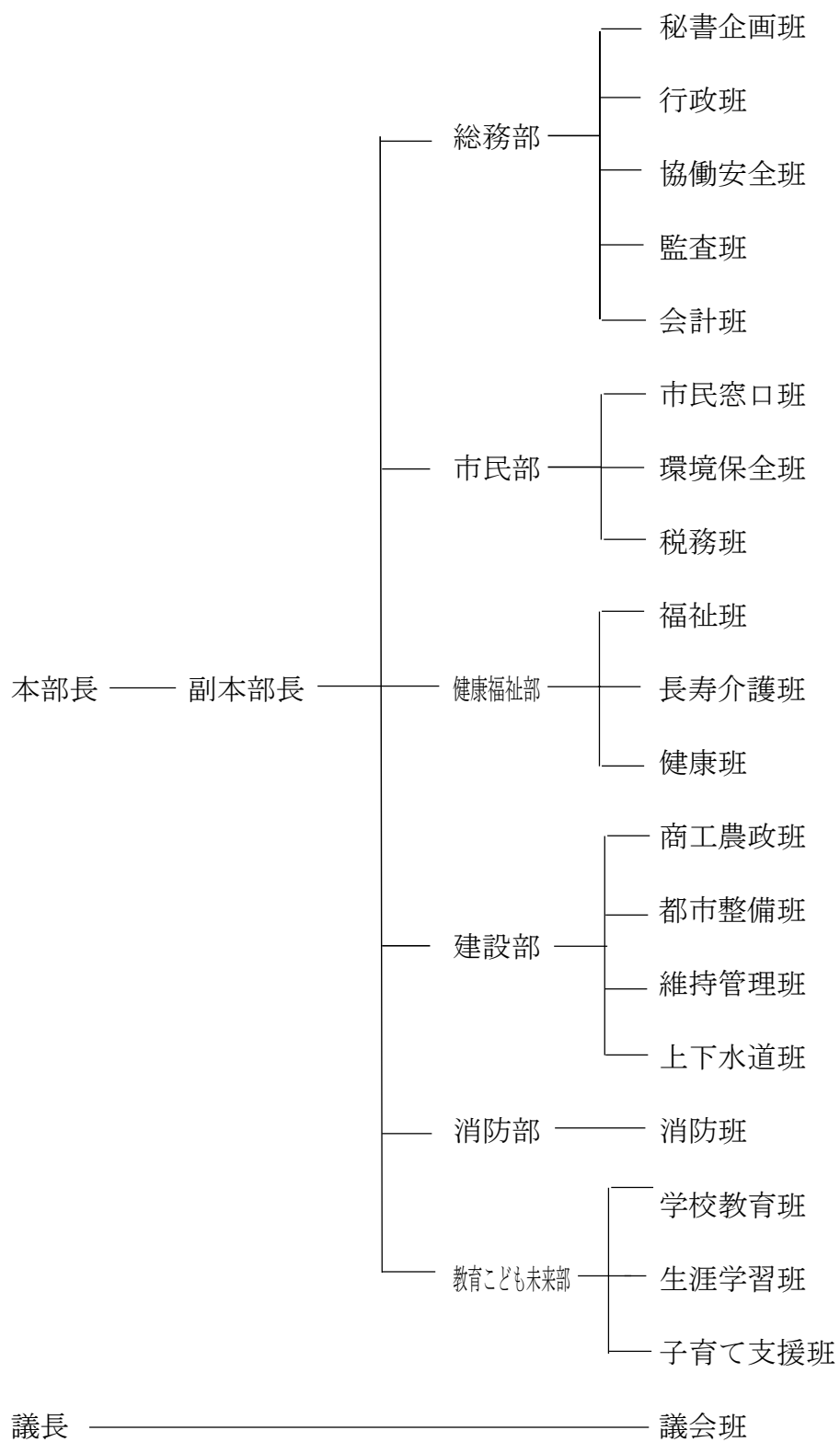
とおりとする。

なお、業務継続計画の発動の判断が必要な場合及び非常時優先業務における指揮については、本部長が行うものとするが、本部長の安否が不明の場合を想定し、不在の場合は副本部長、教育長、総務部長、建設部長、消防長の順に従って代行するものとする。

岩倉市災害対策本部



災害応急対応における組織図



(3) 業務継続計画の発動要件等

地域防災計画に基づき第2地震非常配備となる震度4の地震が発生した場合は、警戒本部又は必要に応じて災害対策本部が設置される。その際、参集対象の人員による市内状況等の確認により、業務継続計画の発動についての判断を行う。

第3地震非常配備となる震度5弱以上の地震が発生した場合は、職員初動マニュアルに従い職員は全員自動参集し、災害対策本部による業務継続計画の発動に備え情報収集を行うものとする。

震度6弱以上の地震が発生した場合については、業務継続計画を自動発動するものとする。

業務継続計画の解除については、災害応急対策業務がおおむね完了し、災害復旧・復興業務が通常業務として恒久化した場合、災害対策本部長が計画の終結を宣言するものとする。

第3節 非常時優先業務の特定

「非常時優先業務」とは、大規模な地震等の災害発生時にあって、優先すべき業務のことであり、発災後新規に発生した災害応急対策業務、早期実施が必要とされる優先度の高い復旧・復興業務、業務の継続性の高い通常業務のことである。

別記の「災害応急対応業務等分担表」及び岩倉市事務分掌規則に基づく通常業務から、各担当において全体業務の実務内容を検討し行動手順等を設定する。検討を行った全体業務の内、早期に機能回復が必要となる優先度の高いものを抽出し非常時優先業務とする。

業務継続計画では、非常時優先業務以外の業務を一時休止し、非常時優先業務を速やかに行うこととする。また、この非常時優先業務を合理的に行う方法についても常に研究し、可能な限り早期の業務完了を目指すために常に検討を加え、計画の刷新を図る。

第4節 地域防災計画との相違点

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市長を会長とする岩倉市防災会議が定める法定計画である。地震、風水害等の災害に対処するため、市民、防災関係機関、事業者及び岩倉市が災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画を総合的に取り組むべき事項が定められている。

一方、業務継続計画は、地域防災計画で定められた市の取り組むべき事項を実施するための計画であり、一定の被害想定の下に市が行う災害応急対策業務、早期実施の優先度の高い復旧・復興業務を選定し、その業務の完了を可能な限り迅速に行うことにより、大規模災害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした計画である。

地域防災計画と業務継続計画の比較

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画（実効性の確保）
行政の被災	行政の被災は、特に想定する必要がない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	災害対策に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（災害応急業務等だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
対象	岩倉市 防災関係機関等（指定地方行政機関、警察、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等） 事業者 市民	岩倉市
計画期間	予防、応急対策、復旧・復興期まで	発災から災害応急対策がおおむね完了したとする期間

第5節 業務継続計画の効果

業務継続計画の策定で期待される効果としては、次の事項を挙げることができる。

1. 業務立ち上げ時間の短縮

業務継続計画を策定することにより、限られた資源（人、モノ、情報など）を優先して実施すべき業務に集中することができ、効率よく業務の復旧・再開等に取にかかることが可能になる。そのため業務立ち上げ時間の短縮につながる。

2. 発災後の業務レベルの向上

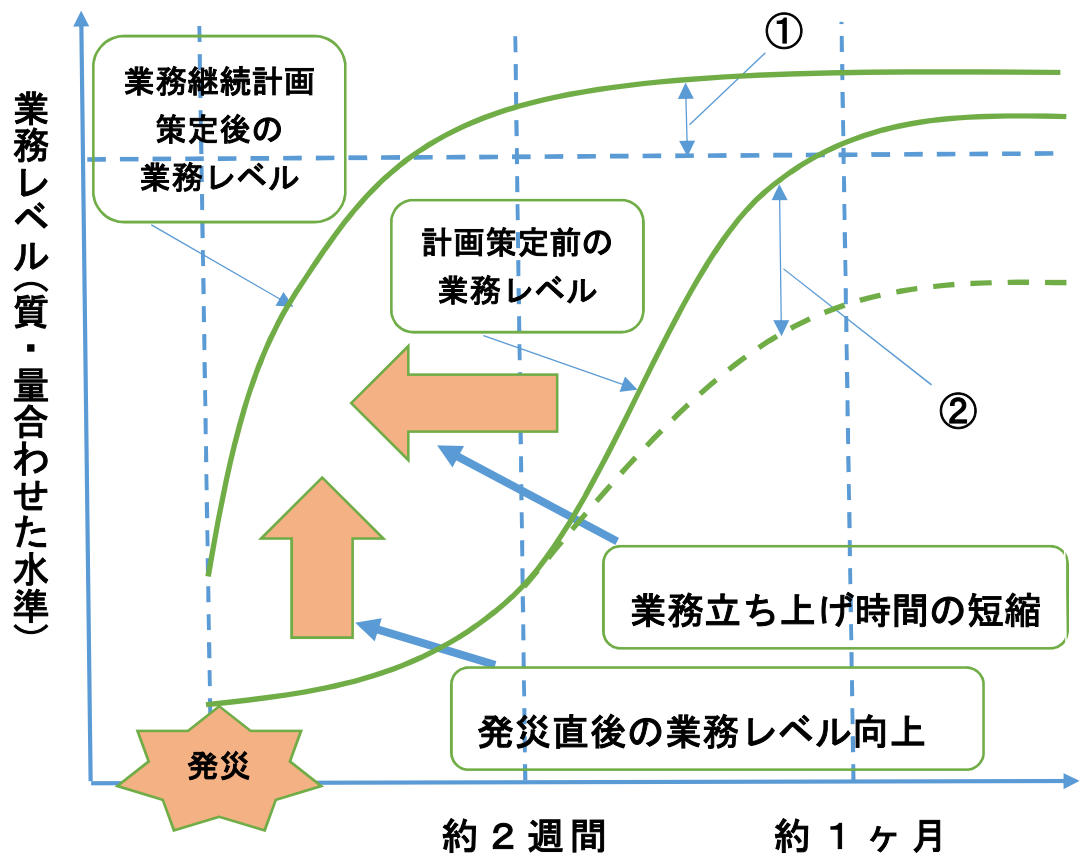
非常時に実施すべき業務を明確化することにより、発災直後から応急対応対策業務に着手することが可能となり、発災直後の業務レベルの向上を図ることができる。

また、災害を想定した事前の対応により減災効果を図ることができる。

大規模な災害が発生した場合、市本庁舎や市内の公共施設において様々な障害が発生するため、通常業務が一時的に中断することが想定される。業務継続計画を策定していない場合は、多くの業務の中から継続可能な業務をその場で判断しなくてはならない。

業務継続計画を策定している場合は、発災後速やかにあらかじめ優先順位を決定していた業務に取り掛かることができ、行政サービスの質を効率よく回復することができる。

また、業務継続計画において災害に対する対応を災害発生前に行うことにより、行政機能全体への減災が可能となり、行政サービスの低下自体を回避することが期待できる。



- ① 非被災地からの応援や外部機関の活用により 100%を超える業務レベルとなる場合がある。
- ② 業務の立ち上げが遅れたことが、そのことに起因した外部対応業務の大量発生を招き、本来業務の実施を妨げる場合もある。

(出典：内閣府「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版」)

第2章 想定する災害及び被災状況の想定

第1節 想定する地震

この計画では、愛知県防災会議地震部会が平成26年5月に発表した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」において対象とした地震モデルのうち、最大震度、全壊・焼失棟数、死者数については「理論上最大想定モデル（注1）」を想定地震とし、ライフラインの被害、復旧等に関する見込みについては「過去地震最大モデル（注2）」を想定地震とする。

なお、岩倉市では平成7年度に直下型地震を想定した「岩倉市地震対策基礎調査」を実施しているが、調査後約20年が経過しているため、市内の防災環境の変化や内陸地殻内地震研究の進捗による成果を考慮し再調査を計画し検討するものとする。

（注1）理論上最大想定モデル・・・国の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」による震源モデルのうち、陸側ケースのもの。

（注2）過去地震最大モデル・・・南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデル。

第2節 市域の被害想定

震度		6強
全壊・焼失棟数	揺れによるもの	約200棟
	液状化によるもの	約30棟
	火災によるもの	約200棟
死者数	建物倒壊	約10人
	火災	わずか
	ブロック塀等の倒壊	わずか

ライフライン機能支障	上水道断水人口	約44,000人
	下水道機能支障人口	約700人
	停電軒数	約21,000軒
	電話不通回線数	約6,600回線
	都市ガス復旧対象戸数	わずか
	LPガス機能支障世帯数	約200世帯

第3節 本庁舎機能への影響と代替庁舎

業務継続計画の策定にあたっては、災害対策本部の設置される市役所庁舎が、どの程度インフラの制約を受けるのかを想定しておく必要がある。

① 庁舎本体

平成13年4月に開庁した市役所庁舎は十分な耐震性能を有しており倒壊の危険性はない。ただし、固定されていない書棚、机等が転倒し、負傷者が出たり通路を塞ぐ等の被害が発生する恐れがある。

また、不測の事態で本庁舎が使用できないことを想定し、その代わりとなる施設は、通信設備等の状況から消防本部が適切である。

② 電力

発災直後から供給が停止すると想定される。愛知県の被害予測結果では4日後までにほとんどが復旧する見込みであることから最大で3日間停電すると想定する。

③ 電話

通常の電話では発災直後からつながりにくい状態となり、最大で1週間程度継続する。

④ 上水道

発災直後から断水が発生すると想定される。最大で1週間程度継続する。

⑤ 下水道

発災直後から流下機能に支障が発生すると想定される。最大で1週間程度継続する。

⑥ 情報システム

サーバー本体は、一部は固定措置対応済みのラック型サーバーとしているが、一部の機器の故障は想定される。サーバーは非常用電源より約2日間は、電気は供給されるが、情報端末は電力に依存することから、最大で3日間程度利用できないと想定される。

第4節 職員参集の想定

想定する地震の規模が同じでも、その地震の発生する時刻等の条件により、社会的な被害や非常時優先業務の必要資源の確保状況等が変化する。大規模な災害が平日の開庁時に発生した場合と夜間や大型連休などに発生した場合には、職員参集における条件が大きく異なってくる。

業務継続計画では、夜間～早朝にかけての職員が自宅に滞在している状態で災害が発生したとの想定で、参集できる職員の数や参集までの時間を計算する。

第1項 参集可能人員の推定

参集率の想定については以下のとおりとする。

	参集率
発災から6日目まで	職員全体の70%が順次参集する。 参集にあたり徒歩で時速3kmとする。

7日目以降	職員全体の98%が参集する。
-------	----------------

注1) 消防班については「当直職員13名+(消防班人員-13名)×参集率」として計算。

職員の参集可能状況(想定)

	1時間以内	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	7日以内	7日超
秘書企画班	2	9	10	10	10	10	14	14
行政班	2	4	7	7	7	7	10	10
協働安全班	2	4	7	7	7	7	10	10
監査班	1	1	1	1	1	1	1	1
会計班	0	2	2	2	2	2	2	2
市民窓口班	9	12	15	16	16	16	22	22
環境保全班	4	10	11	11	11	11	15	15
税務班	6	11	14	14	14	14	19	19
福祉班	2	6	7	9	9	9	12	12
長寿介護班	3	6	7	7	7	7	10	10
健康班	2	2	4	5	6	7	10	14
商工農政班	2	3	4	6	6	6	8	8
都市整備班	3	9	9	9	9	9	13	13
維持管理班	3	5	6	6	6	6	8	8
上下水道班	2	5	6	8	8	8	11	11
消防班	21	32	32	32	32	32	45	45
学校教育班	3	4	5	5	5	5	7	7
生涯学習班	4	4	7	7	7	8	11	11
子育て支援班	23	36	43	46	50	54	82	89
計	94	165	197	208	212	218	310	323

第2項 安否確認

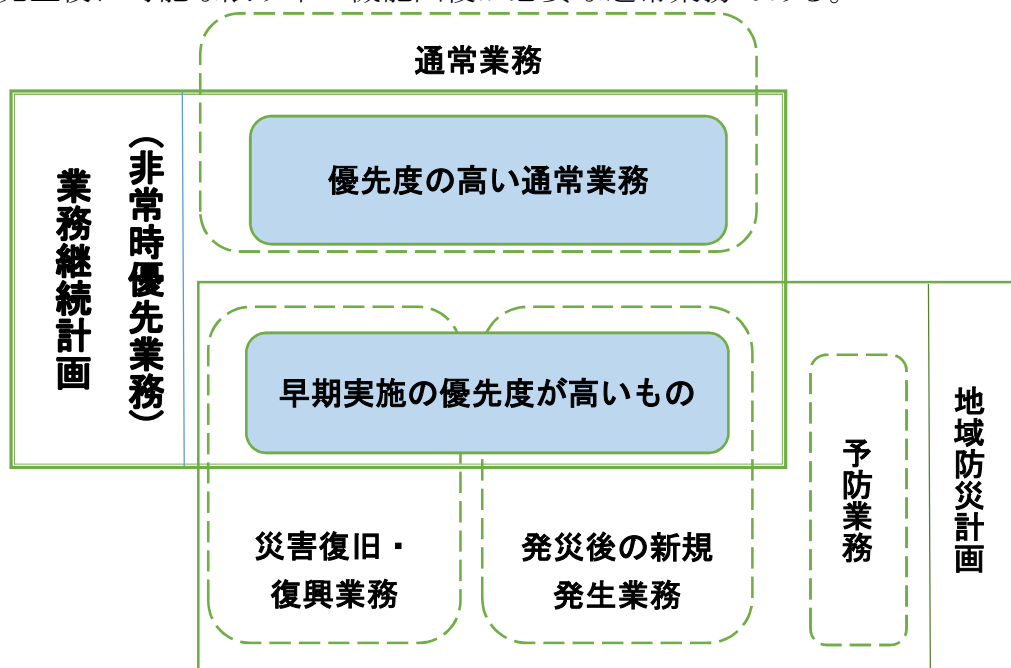
B C Pの発動期間中、未参集の職員に対しては「岩倉市職員災害メール」を利用し、安否確認及び参集見込み時間の把握に努める。通信状態により「岩倉市職員災害メール」が利用できない場合でも、可能な限りの手法を用いて随時把握に努める。

第3章 非常時優先業務

第1節 非常時優先業務の概要

第1項 非常時優先業務の定義

業務継続計画において、非常時優先業務とは、大規模な災害が発生した場合に市民の生命、身体及び財産の保護を第一の目的として、岩倉市の行政機能及び都市機能の維持・回復を図るために実施する業務であり、人命救助や災害による避難者への公助などを中心とした災害応急対策業務、早期実施が必要とされる優先度の高い岩倉市が管理する施設などの復旧・復興業務、行政の通常業務の中で震災発生後に可能な限り早い機能回復が必要な通常業務である。



第2項 非常時優先業務の選定方法

大規模な災害が発生した場合、継続又は早期に復旧することが求められる業務である非常時優先業務を選定するため、業務継続計画策定方針に基づき、発災後新規に発生した災害応急対策業務、市のすべての業務から早期実施が必要とされる優先度の高い復旧・復興業務（地域防災計画等に記載された災害応急対策業務等）、業務の継続性の高い通常業務を業務開始の目標時間を基準とし選定する。

業務の選別基準については、市民の生命、身体及び財産の保護を第一の目的とし、倒壊家屋等からの人命救助においてもっとも重要とされる発災から72時間以内を含むCランク以上を非常時優先業務として選定するものとする。

Dランク以下の業務については、非常時優先業務に準ずる業務として非常時優先業務の業務完了等の進捗に合わせて優先度ランクを見直すものとする。

非常時優先業務選定基準

	優先度ランク	業務開始目標時間	業務選定の考え方
非常時優先業務等	A	発災後ただちに（3時間以内）に着手する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助・救急の開始 ・避難所の開設
	B	発災後24時間以内に着手する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動（救急・救助以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の手続き
	C	発災後3日以内に着手する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復
	D	発災後1週間以内に着手する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口行政機能の回復
	E	発災後2週間以内に着手する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の本格化
	F	発災後1ヶ月以内に着手する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の行政機能の回復 ・中長期的な被災者支援

第2節 非常時優先業務の対象業務

業務継続計画において大規模な災害が発生した場合、通常の業務の他に災害応急対策業務を行う必要がある。非常時優先業務は、大規模な災害の発生後新たに発生した業務、各担当で管理している施設などの災害応急対応活動について次表（災害応急対応業務等分担表）に基づき個別の業務を選定する。同時に岩倉市事務分掌規則に基づく各班の通常業務において継続性が必要となる業務の選定を行う。

また、各部署単位で割り当てた業務は、各班で行うことを基本とするが災害の被害状況、参集することができた職員数等により、災害対策本部の指示に基づき相互応援を行うものとする。

各班においては、災害応急対応業務等分担表及び震災発生後に可能な限り早い機能回復が必要な通常業務について詳細な所掌事務を選定する。

選定した業務についての業務開始時間、詳細な工程、現状の設備環境における課題などを整理するものとする。

災害応急対応業務等分担表

班名	班長名 (平常時の職名)	所掌事務
秘書企画班	秘書企画課長	1 災害時の出動職員の管理に関する事 2 本部長及び副本部長の災害地視察に関する事 3 国及び県関係者等の災害地視察に関する事 4 電話等による被害の通報の受付及び通報の整理伝達に関する事 5 被災者からの問い合わせ、相談、要望等に対する応答に関する事 6 災害復興計画の企画立案に関する事 7 避難の勧告・指示等の災害広報に関する事 8 各報道機関その他関係機関に対して災害対策の発表情報の提供に関する事
行政班	行政課長	1 市有財産の被害調査に関する事 2 市有財産の災害復旧に関する事 3 市有自動車の配車計画の作成及び実施に関する事 4 災害に関する各種契約に関する事 5 本庁舎（災害対策本部）の機能保持 6 災害援助費の予算経理に関する事 7 応急復旧及び復旧資金の調達に関する事
協働安全班	協働安全課長	1 災害対策本部の設置、廃止に関する事 2 防災会議の庶務に関する事 3 災害応急対策全般の調整に関する事 4 被害状況等の取りまとめに関する事 5 自衛隊の派遣要請及び活動状況の取りまとめに関する事 6 国、県、関係機関等との連携調整に関する事 7 避難の勧告、指示に関する事 8 罹災証明に関する事

		<p>9 行政無線の機能確保に関すること</p> <p>10 罹災時の交通安全対策の総合的企画及び連絡調整に関すること</p> <p>11 応援、協力者の宿舎、給食に関すること</p> <p>12 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関すること</p> <p>13 被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること</p> <p>14 情報システム機器等の被害状況調査及び復旧に関すること</p> <p>15 その他災害についての資料の収集及び提供に関すること</p>
監査班	監査委員事務局長	1 部内各班への応援に関すること
会計班	会計課長	<p>1 義援金の収納に関すること</p> <p>2 応急救助に要する経費の支出に関すること</p> <p>3 災害救助基金の運用及び出納に関すること</p> <p>4 義援・救援物資の受付に関すること</p>
市民窓口班	市民窓口課長	<p>1 物資の調達・管理・配布に関すること</p> <p>2 死亡届及び遺体の埋火葬の許可等に関すること</p>
環境保全班	環境保全課長	<p>1 清掃及び消毒方法に関すること</p> <p>2 汚物処理、その他環境衛生に関すること</p> <p>3 処理施設等の被害調査及び応急復旧に関すること</p> <p>4 仮設トイレの調達、設置、管理に関すること</p>
税務班	税務課長	<p>1 罹災世帯・被災世帯の被害状況の調査に関すること</p> <p>2 遺体の収容及び火葬に関すること</p> <p>3 執務環境の被害に関すること</p>
福祉班	福祉課長	<p>1 被災者生活再建支援に関すること</p> <p>2 避難行動要支援者の救護に関すること</p> <p>3 福祉関係団体との連絡調整に関すること</p> <p>4 災害ボランティアの受入れ及び設置に関すること</p> <p>5 社会福祉施設等、その他関係機関との連絡調整に関すること</p>
長寿介護班	長寿介護課長	<p>1 高齢者の生活再建支援に関すること</p> <p>2 福祉関係団体との連絡調整に関すること</p>

		3 社会福祉施設等、その他関係機関との連絡調整に関する こと
健康班	健康課長	1 災害防疫に関すること 2 感染症予防に関すること 3 医療、助産及び救護に関すること 4 医療関係施設の被害調査に関すること 5 避難所等の保健指導に関すること 6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関すること 7 医師会等医療関連との連絡及び調整に関すること 8 被災者の保健医療及び保健相談に関すること
商工農政班	商工農政課長	1 農畜産業者の被害調査及び災害復旧に関すること 2 農業者の復旧資金のあっせん助成に関すること 3 愛知北農業協同組合岩倉支店、岩倉市商工会、関係諸団体の 連絡に関すること 4 農地の被害調査及び復旧措置に関すること 5 家畜の防疫に関すること 6 商工業者の被害調査及び応急復旧の指導に関すること
都市整備班	都市整備課長	1 都市施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 被災住宅の応急修理に関すること 3 応急仮設住宅に関すること 4 市営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること
維持管理班	維持管理課長	1 道路・橋梁の被害状況調査に関すること 2 道路・橋梁の機能確保・復旧工事に関すること 3 都市施設の被害調査及び応急復旧に関すること 4 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること 5 ポンプの維持、操作、樋門等の開閉操作及び巡視に関する こと 6 用排水路等農業施設に関すること 7 河川等の防災応急工作及び復旧工事に関すること
上下水道班	上下水道課長	1 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること 2 下水道の防災措置及び応急復旧に必要な資機材の調整、管

		理に関すること 3 災害時の飲料水の供給に関すること 4 飲料水の給水源の確保に関すること 5 水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること 6 水道関係機関、団体等との連絡及び調整に関すること 7 広域給水応援の受入れに関すること 8 被災地の応急給水に関すること
消防班	総務課長	1 消防団員の指揮、出動に関すること 2 緊急消防援助隊に関すること
	消防署長	1 消防活動に関すること 2 被災者の救護に関すること 3 行方不明者の捜索に関すること
学校教育班	学校教育課長	1 学校等の連絡に関すること 2 避難所開設及び運営に関すること 3 被災児童及び生徒の把握及び対応に関すること 4 学校施設の防災並びに災害調査及び応急復旧に関するこ と 5 学校施設の防災措置及び応急復旧資機材の調達、管理に関 すること
生涯学習班	生涯学習課長	1 生涯学習施設の防災措置及び応急復旧用資機材の調達、管 理に関すること 2 体育文化施設の防災並びに災害調査及び応急復旧に関す ること
子育て支援 班	子育て支援課長	1 保育園その他関係施設の被害調査及び復旧に関すること 2 主食及び副食の調達に関すること 3 炊き出しに関すること 4 帰宅困難者に関すること

第4章 業務継続計画における今後の取り組み

第1節 本庁舎等の機能維持のための方策

第1項 執務環境の整備、安全確保

(1) 減災に向けての執務環境の保全

発災後の応急復旧業務等を迅速に行うため、各部署の通常業務において使用している備品の耐震対策を実施する。執務環境内の書類の散乱の防止、各種機器の転倒・落下防止等の方策を進めることにより、執務中の職員の怪我等の防止を図る等の安全対策を行うとともに発災後速やかに執務に着手することが可能な環境を整備するものとする。

(2) 応急復旧業務等のマニュアルの作成と保管方法の確立

参集した職員は、各部署において使用している住民情報系システム、行政情報系システム、地域情報系システム等の動作確認を行い通常業務実行の可否を把握する。各種システムが電力の供給停止、ネットワーク障害等により使用できない場合は、非常用電源での対応について優先順位を付けた上で復旧業務を行う。

なお、災害発生後に参集できる職員が各種システムを熟知していない場合を想定し、各種システムの復旧及び運用手順についての詳細なマニュアルを作成する。マニュアルについては、災害における執務スペースの影響も考慮し、適切な保管場所を選定するものとする。

また、各種システムの復旧ができない場合を想定し、手作業による代替処理を前提とした業務手順を決定しておく。職員の参集状況が想定を下回り、復旧業務の進捗に重大な遅延が生じる場合には、他部署の当該業務の経験者が応援にあたる体制をとるものとする。

(3) 業務継続において重要となる物品等の供給体制の確立

行政サービスの継続性を維持するうえで枯渇することによって重大な影響を及ぼす物品について、被災による製造・流通への影響を考慮し、生産拠点の異なる納入事業者を選定する等により、安定した供給体制の充実に努める。

また、外部委託によって各種サービス、管理を行っている業務においては、委託業者の機能停止による通常業務の中断が想定されるものもある。当該業務については、契約内容の見直し等を行い、発災後の復旧業務を含めた管理体制を構築するものとする。

また、大規模かつ長期間に及ぶ流通形態の停止を想定し、災害発生後において欠く事のできない物品については、備蓄的保管に努めるものとする。

(4) 指定管理者の業務継続計画に係る取り組み

公共施設についての管理業務等を行う指定管理者は、業務継続計画の策定方針に基づき、大規模災害が発生した場合は、迅速な災害応急対策業務、復旧・復興業務等が可能な体制を確保するとともに、マニュアルの作成、訓練の実施に努めるものとする。

第2項 電源・燃料の供給体制の確保

(1) 電源供給体制の確保

① 災害用非常発電機

本庁舎に設置されている災害用非常発電機の出力は150kwであり、通常の電力供給が停止した後40秒以内に稼動する。最大容量6,000ℓのタンクに重油が入っており約2日間の電力供給が可能である。

利用のできる環境は、次のとおり。

1 消防設備（火災感知器、消火ポンプ）、防災無線（愛知県高度情報通信ネットワーク、Jアラート）

- 2 サーバー室、中央監視室、電話交換機室及び各階の非常用表示コンセント
- 3 執務スペースの非常用表示照明

② 太陽光発電

通常の電力供給が停止しても発電を継続する。

③ コージェネレーション

天然ガスの供給が継続していれば発電を継続する。エレベーター1台、各階への水道水、雑用水の供給を行っている加圧給水ポンプ、排風機、汚水排水ポンプ、1階の一部の空調機に電力を供給する。

④ 直流電源装置（UPS）

災害用非常発電機を稼働させるための蓄電装置であり、庁舎が停電した場合の外部波及防止装置となる。非常用照明の一部への電力供給をする。

今後は、各階の非常用コンセントの利用可能電力を有効に活用し、停電時の非常時優先業務の作業を行うものとする。

また、本庁舎以外にも災害時に拠点となる施設にあっては、停電時等に備えた非常用電源の確保について検討することとし、優先順位が高いものから検討を進めるものとする。

（2）燃料の確保

大規模災害が発生した後の流通の停滞により、災害用非常発電機の燃料の確保が困難になることが想定される。燃料供給に関する協定の締結や近隣自治体との連携による災害用燃料の確保など具体的な発電その他に必要な燃料の入手経路を構築する必要がある。その場合、被災状況により供給不能となることがないよう安定的な供給体制を整備し、本庁舎の災害時の災害用非常発電機の燃料の確保を行うものとする。

また、同時に市内の公共施設及び避難所等の防災の拠点となる施設において

必要とされる電力量を検討し、優先度に応じて電力確保のため計画的な発電機の整備とその燃料の確保に努めるものとする。

第3項 情報システムの機能確保

自治体の業務を行う上で適切な電子情報システムの管理を継続することは重要な要素の一つである。そのため、災害発生後の停電及び通信設備の寸断によって予期しない電子情報システムの停止が発生した場合を想定し、システムの再稼働に向けた対策等について検討しておく必要がある。

(1) 電子情報システムの維持

現在、本庁舎の電子情報システムは、大規模災害等で停電が発生した場合、災害用非常発電機からの電源供給により約2日間サーバーの動作を継続することが可能である。今後の検討事項としては、電源供給を継続するため燃料備蓄量の増加及び燃料供給体制の検討を行う必要がある。

電子情報システムのデータの管理を行っているサーバーについては、ラックの固定等により一部耐震対策を行っているが、今後も対策が必要である。

電子情報システムを利用している各部署のOA機器等については、耐震対策を行っていない。そのため、破損し使用不能となることを防ぐ対策を検討するものとする。

(2) 電子情報システムのバックアップ

電子情報システムにより管理している情報は、破損してしまうと容易に復旧することができないため、サーバー室及び外部委託業者へのバックアップデータの電送、電子記憶媒体による保管を行っている。

(3) 電子情報システムの停止・復旧対応

大規模災害発生後の想定を行う上で電子情報システムが完全に停止し、復旧が困難になる状況についても検討しておく必要がある。この場合の臨時的な対応として、紙ベースの台帳管理等での業務継続方法をあらかじめマニュアル化する必要がある。

また、電子情報システムの停止に対しては、「ICT-BCP」を策定し、これに基づき行動するものとする。

第4項 通信手段の確保

大規模災害発生後の災害応急対応活動を行う上で、適切な状況確認や業務の命令伝達等の情報伝達は非常に重要である。しかし、情報伝達手段となる一般通信回線は通信施設の損傷等により混乱が予想され、その復旧には多大な時間を要する可能性がある。そのため、発災後の情報伝達を適切に行うための検討をする必要がある。

(1) 愛知県高度情報通信ネットワークの維持・活用

愛知県が構築している愛知県高度情報通信ネットワークは地上系無線と衛星系無線の2ルートが確保されており、大規模災害の影響により一般通信回線が使用できない場合においても関係各機関との連絡調整や様々な災害情報の入手が可能である。現在、愛知県高度情報通信ネットワークの操作等の運用については防災担当が行っているが、発災後の防災担当職員の参集の遅延が生じた場合を想定し、他部署の職員でも操作が可能になるよう操作方法のマニュアル化を行う必要がある。

(2) 本庁舎内での通信手段

本庁舎に設置されている電話については、非常用発電機からの電源供給により約2日間使用可能である。また、電源供給の停止を想定し、停電時でも使用可能なアナログ回線の利用について検討するものとする。

(3) 外部との通信手段の確保

大規模災害が発生した場合、固定電話や携帯電話等の一般通信回線が輻輳の影響により通話が不能となることや通信規制が行われることがある。こうした状況に対する対策として輻輳の影響を受けにくい災害時優先電話の登録を本庁舎で2回線、消防本部で1回線設定している。

また、携帯電話等のパケット通信については、遅延は想定されるが輻輳の影響を受けにくい傾向にあるため、緊急速報メールや岩倉市ほっと情報メールは災害時に市民への情報伝達方法として有効であると考えられる。

その他の通信手段として同報系防災行政無線、移動系防災無線、衛星携帯電話などを活用し情報伝達に努めるものとする。

第2節 職員の業務管理

第1項 職員の発災前の備え

(1) 家庭内等での防災に対する準備

発災直後に業務継続計画における非常時優先業務を実施するための参集を迅速かつ確実にを行うため、自宅での防災力の向上を行うものとする。

具体的な対策として、家具の適切な固定、ガラス等の飛散防止処理、懐中電灯、履物の確保等を行うとともに、夜間の発災に備え就寝位置等の安全性にも十分配慮することとする。

また、家庭内において平常時から大規模な災害に対する地方自治体職員としての行動についての理解を得ることに努め、災害時伝言ダイヤル等を利用し発災直後の家族の安否確認及び生活環境の状況確認が完了し次第、速やかに参集できるよう備えるものとする。

(2) 参集用の家庭内備蓄用品等

大規模災害の発生に備え、業務継続計画が発動された場合、地方自治体職員は短時間での参集と速やかな業務の着手が必要となる。そのため、各職員は家庭内における防災物品を単独での持ち出し用として整理しておく必要がある。

また、就業時間内における発災に備え、職場内においても同様の準備を行い、長期的な災害応急対応活動に対応する準備を行うものとする。

家庭内の備蓄用品の内容については、災害の状況により長期間に渡る不断の業務を必要とされる場合も想定されるため数日分の衣類などの日用品、常備薬の携行など長時間勤務が可能な備えを行うものとする。

食糧、飲料水などについては、現在は職員用の備蓄は行っていないが、最低3日分の備蓄は必要になると考える。被害状況によっては、災害発生後の食糧の確保が困難になることも想定し、一週間以上の食料、飲料水の用意を各自で行うものとする。

第2項 職員参集時の留意点

参集については、原則として徒歩、自転車等を利用し道路、橋梁等の安全性を確認し、確実な参集に努めるものとする。自宅からの大規模災害の発生は、就業時間内及び在宅時に限らない。外出時に発災した場合は、その場で安全行動を取り自分自身の安全を図った後、参集可能な移動手段を確認することとする。自宅での家族の安全確認を行うとともに直ちに参集し、業務継続計画の実施に着手するものとする。